

記載例 免許申請の場合

無線局免許（再免許）申請書

提出先の総合通信局長等を記入

信越総合通信局長 殿（注1）

提出日を記入

元号〇〇年〇〇月〇〇日

手数料は「免許申請手数料」を参照

収入印紙貼付欄

（注2）

☒ 電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

☐ 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

☐ 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

（注3）

また、上記の申請に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書類の交付を請求します。（注4）

記（注5）

1 申請者（注6）

住 所	都道府県－市区町村コード []
	〒（950－〇〇〇〇） 新潟市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号
氏名又は名称及び代表 者氏名	フリガナ シンエツ タロウ
	信越 太郎

2 電波法第5条に規定する欠格事由（注7） 欠格事由は「欠格事由」を参照

開設しようとする無線局	無線局の種類（第2項各号）	☒ 該当 ☐ 該当しない
相対的欠格事由	処分歴（第3項）	☐ 有 ☐ 無

3 免許又は再免許に関する事項（注8）

① 無線局の種別及び局数	特定船舶局（MSS）又は無線航行移動局（RO） 1局
② 識別信号	しんえつまる（船舶名をひらがなで記入してください。無線航行移動局の場合は記載不要です。）
③ 免許の番号	記入不要
④ 免許の年月日	記入不要
⑤ 希望する免許の有効期間	記入不要
⑥ 備考	

4 電波利用料（注9）

電波利用料の前納の希望する場合は有
として必要事項を記入

① 電波利用料の前納（注10）

電波利用料の前納の申出の有無	☐ 有 ☒ 無
電波利用料の前納に係る期間	☐ 無線局の免許の有効期間まで前納します（電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。）。 ☐ その他（ 年）

② 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注11）

☐ 1の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒（ － ）
部署名	フリガナ -----

5 申請の内容に関する連絡先※連絡責任者欄の記載は申請に関して問い合わせを行う際に使用します。

所属、氏名	フリガナ シンエツ タロウ ----- 信越 太郎
電話番号	025-〇〇〇-〇〇〇〇 (できる限り日中に連絡が取れる連絡先を記載してください。(携帯電話の番号でも可))
電子メールアドレス	(電子メールによる連絡を希望する場合は記入してください。携帯電話のアドレスの場合はフィルタリング等にご注意ください。)

書面申請における免許申請手数料【令和7年10月1日改正】
(免許事項証明書の交付請求手数料(1枚分480円)を含んだ額)

① 特定船舶局(MSS)

ア 空中線電力10W以下の場合

レジャー船等：¥7,380

漁船：¥4,830

イ 空中線電力10Wを超え50W以下の場合

レジャー船等：¥10,280

漁船：¥6,980 です。

② 無線航行移動局(R0)

¥4,830 です。

③申請手数料は、国の収入印紙(郵便局又は法務局等で販売されているもの)となります。

④総合通信局で、収入印紙を消印しますので、絶対に「消印」「割印」をしないでください。

⑤免許事項証明書などを郵送希望される方は、返信用封筒(『住所氏名を記入し、必要な郵便切手』を貼付した)を申請書送付時に『同封』して下さい。

(備考)免許事項証明書(A4サイズ)等を送る返信用封筒は、『定形封筒(長形3号)』、『定形外封筒(角形2号)』どちらでも結構ですが、定形の場合は「110円」、定形外の場合は「180円」の切手を貼付し、返信先を記載してください。

欠格事由について

・開設しようとする無線局—無線局の種類(第2号各号)

☐該当 ☐にチェック

・相対的欠格事由—処分歴(第3項)

☐有 ☐無 のいずれかにチェック